

佐渡市



農業委員会 だより

No.34

令和4年3月

編集・発行

佐渡市農業委員会

63-5115

—発行人—

会長 山本 利雄



第4回農政振興部会米食べ比べの様(12月20日)



農地を守る

農政振興部会長
渡邊 秀一

農業委員3期目も半ばになり、

地域の方と話す機会が増えた事で今まで見えなかった地域の現状が見えるようになってきました。農家が集落や農地を守る取り組みが続けてきたわけですが、高齢化が進んで離農が相次ぎ、農地の保全管理が難しくなってきました。

私が住んでいる地域は、春の江普請に人手が不足し、高齢化・過疎化など課題を抱える中山間地域です。離農した方の耕地については、中核を担う農家が何とかな分け合い耕作放棄地にならないように頑張っています。ここ数年は、退職した方が専業農家として規模拡大をしていただき、頼もしく感じています。

けれども、高齢化は止まりません。私も然り。農業を取り巻く環

境は悪く、担い手不足は大きな課題です。水田が無くなれば景観が悪くなり、災害にも弱くなります。また、地域の活力も無くなってしまう。しかし、米や野菜等を作り続けられれば地域は元気になり、人の笑顔も増えます。

各地域・集落では、農家間の調整を行っていただき、農地を荒らさないように頑張ってください。また、担い手への農地集積・集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があると思っています。

そのため、農地中間管理事業の活用と機構集積協力金交付事業を合わせて推進して行かなければならないと思います。併せて、各地区の座談会等(たまには農業委員会・JA・市の参加)を繰り返し行なうていただき、耕作放棄地を出さないように、地域の中核農家・営農組合・法人で助け合い、離農された方の農地を分け合い、耕作して、頑張る活力のある地域をつくらせていただきたいです。

農業委員会は応援します。

我が地域の委員の選出と 農業の現状



農業委員

酒井 敏行

(両津地区)

農業委員を拝命してから4年余りになります。この間、推進委員3名の協力を得ながら業務を遂行しています。

農業委員会だよりは、大会、視察、農地パトロール等々の情報、感想が多くみられますので、視点を変えて担当している地域の現状等をお知らせします。

私の担当している地域は東海岸線と称されています。両津湊から岩首までの長い区間で、その間に河崎地区区長会、水津地区区長会、岩首地区区長会があります。

農業委員会法の改正後の最初、平成29年の当地域は農業委員1名、農地利用最適化推進委員3名を区長会で選出しました。内訳は、河崎区長会内で農業委員及び推進委員2名、水津区長会内で推進委員1名をそれぞれ選出し、推薦人は選出地区の区長会の会長となり、3年の任期を勤めました。令和2年の改選は色々な事情によ

り、河崎地区から農業委員及び推進委員2名、岩首地区から推進委員1名が選出され現状に至っています。

基本的には当地域は一期3年となっておりませんが、これはたくさんの方のひとから委員になってもらいたい佐渡の農業・地域農業の現状を知って考えていただきたいと思う気持ちからではないかと理解しています。

東海岸地域は平野部に田がたくさんある国中地域と違い、中山間地や山間部に田がたくさん集中していました。昭和の高度成長期以降、米の消費減少、米価格の下落等で山間田の耕作放棄地がたくさん出ました。当地域では、対による田の貸し借りが90%以上を占めています。農地中間管理事業を利用するより、当面は相対での耕作地を維持していきたいと思っています。



地域の農地を守る話し合い



農業委員

古城 富久

(両津地区)

家の近くの高台から河岸段丘下を見渡すと、子どもの頃と変わらぬ里山の水田地帯が広がっています。ただ、耕作放棄地が点在するのは例外ではありません。以前は、あんな沢や棚田まで米を作っていたと思うと時代の流れとはいえ先人の農地に対する思いに頭が下がります。

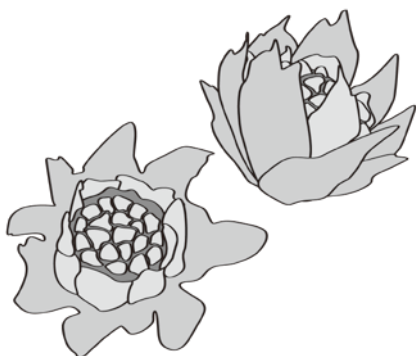
消費者の米離れ、低米価、後継者問題など稲作依存度が高い佐渡の農業を取り巻く環境は厳しく農業生産高は減少傾向を続けています。

21年産米の仮渡金は大幅値下げとなりました。コロナ禍で業務用米の需要が減り、民間在庫が多く余剰感が強いことや、今後の販売環境が見通しづらいのが原因とのこと。生産費は減少してないので追加払いがないと農家の経営は厳しくなると考えます。

政府は新規需要米等への転換を進めているが、若い担い手が希望

を持って就農できるような農政に期待します。

今、高齢化などにより離農する農家が増えている中で、佐渡市では「人・農地プラン」の実質化を進めています。5年後10年後の地域の農業、農地をどう守るかの計画で、話し合いを進めている地域もあると思います。人口減少、担い手不足などが山積する農村地域においてプランは簡単なものではありませんが、まずは集まって何でも話すところから始めてみてはどうでしょうか。



農地を相続したら必ず相続登記をしましょう！

相続登記は、今まで期限が定められていなかったため、手続きが遅れがちで、いざ売買や貸し借りの契約をする場合などに支障を来すことがあります。

長い間放置されると、権利関係が複雑になって、手続きに時間も費用もかさむことがあります。

不動産(土地、建物)の相続登記が義務化されます。

民法等の改正により不動産の登記が義務化されます。

◎相続人は、取得を知ってから3年以内に相続登記することが必要です。

◎所有権の登記名義人の住所や氏名が変更となった場合も、変更のあった日から2年以内に変更登記をしなければなりません。

これらに違反した場合は、罰則規定があります。

法律の施行は令和6年4月1日からです。

相続登記の義務化については、法務省のホームページを参照ください。または司法書士にご相談ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



農地を相続したら、農業委員会への届け出もお願いします。

相続で農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届け出をお願いします。様式は、佐渡市農業委員会のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/4004/28750.html>



全国農業新聞とは…

地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する、習慣の農業総合専門誌です。農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」を共に考えます。

週刊 月4回 金曜日発行
月700円、年 8,400円

■購読のお申し込みは、佐渡市農業委員会へ、お気軽に連絡ください。



カメラ スケッチ



農業者等との意見交換会（1月20日）

3年前にご意見をいただいた若手農業者から現在までの経営状況を確認し、関係機関とともに佐渡の農業を豊かにするための課題の解消に向けた意見交換を行いました。



市町村農業委員会役員等研修会（2月8日）

新型コロナウイルス感染対策のためオンラインでの参加です。



新潟県農業委員大会(11月22日)

新型コロナウイルス感染対策のため参加人数を1/3に縮小しての開催でした。

編集後記

新型コロナウイルスの感染防止対策も長期に及んでいます。

新しい生活様式にも対応していかなければなりません、なかなかこれが難しい。

普段の農作業はマスクを外している、いざ外出という時はもちろん、ちよつとそこまでというような時にもマスクの着用が必要ですが、うっかり忘れてしまう事が度々あります。

これからも感染防止対策を徹底し、元気に春の農作業を迎えたいものです。

佐々木 尚治（羽茂）

